一　国際電気通信衛星機構
二　INTERNATIONAL TELECOMMUNICATIONS SATELLITE ORGANIZATION
三　ORGANISATION INTERNATIONALE DE TÉLÉCOMMUNICATIONS PAR SATELLITES
四　ORGANIZACION INTERNACIONAL DE TELECOMUNICATIONES POR SATELITE

○経済産業省告示第八十九号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ広域知的財産機関の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　アフリカ広域知的財産機関
二　ESARIPO

○経済産業省告示第九十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成六年通商産業省告示第二百六十四号（欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関の標章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関
二　EUROPEAN SPACE VEHICLE LAUNCHER DEVELOPMENT ORGANISATION
三　ORGANISATION EUROPEENNE POUR LA MISE AU POINT DE LA CONSTRUCTION DE LANCEURS D'ENGINS SPATIAUX
四　C.E.C.L.E.S.
五　E.L.D.O.
六



○経済産業省告示第九十一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたラテン・アメリカ自由貿易連合の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成六年通商産業省告示第二百六十八号（ラテン・アメリカ自由貿易連合の標章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　ラテン・アメリカ自由貿易連合
二　ラフタ
三　ASSOCIATION LATINO-AMERICAINE DE LIBRE ECHANGE
四　LATIN-AMERICAN FREE TRADE ASSOCIATION
五　ASOCIACION LATINOAMERICANA DE LIBRE COMERCIO
六　ASSOCIAÇAO LATINO-AMERICANA DE LIVRE COMERCIO
七　ALALE
八　LAFTA
九　ALALC

○経済産業省告示第九十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された万国郵便連合の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成六年通商産業省告示第二百七十二号（万国郵便連合の標章を指定する件）及び平成二十三年経済産業省告示第二百号（万国郵便連合の標章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　万国郵便連合
二　UNIVERSAL POSTAL UNION
三　UNION POSTALE UNIVERSELLE
四　UPU
五



六

